

東浦町鳥獣飼養登録事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年愛知県規則第37号。以下「規則」という。）及び鳥獣保護事業計画に定めるもののほか、愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）別表第4の規定により行う鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第19条に規定する鳥獣飼養登録に関する事務の実施に関する事項を定めるものとする。

(申請書の提出等)

第2 鳥獣飼養登録に当たっては、当該鳥獣が法第9条第1項の規定による捕獲許可に基づき捕獲されたものであることを、県からの通知文書等により確認するものとする。

2 鳥獣飼養登録申請書は、当該鳥獣の捕獲許可の有効期間の末日から起算して20日を経過する日までに提出させるものとする。

(飼養登録票の交付)

第3 登録に当たっては、鳥獣飼養登録票（以下「保有登録票」という。）及び鳥に装着する鳥獣飼養登録票（以下「装着登録票」という。）を交付するものとする。

2 装着登録票の交付に当たっては、その実費を徴収するものとする。

3 装着登録票は、Bを標準として選択するものとする。

4 装着登録票の装着は、申請を処理する場所で行うものとする。

5 装着登録票は申請者又はその者から委任された者が、担当職員立会の上、装着するものとする。

6 保有登録票の番号欄には、装着登録票の番号を記入するものとする。

(更新申請書の提出等)

第4 鳥獣飼養登録を受けた者が有効期間の更新を受けようとするときは、更新する鳥獣飼養登録が効力を失う日の1か月前から10日前までに行なわせるものとし、申請に当たっては当該鳥及び保有登録票を提出させるものとする。

(鳥獣飼養登録の有効期間の更新)

第5 鳥獣飼養登録の有効期間の更新に当たっては、保有登録票のみ書き換えをするものとし、装着登録票の付け替えは行わないものとする。

2 鳥獣飼養登録の有効期間の更新に当たっては、装着登録票の装着状況等の確認により登録した個体と同一個体であることを確認するものとし、確認できない場合は更新しないものとする。

(台帳等の整備)

第6 鳥獣飼養登録をしたときは鳥獣飼養登録台帳（様式第1）及び装着登録票管理簿（様式第2）により、その内容を整理するものとする。

(鳥獣の譲受け)

第7 法第20条第3項に基づく譲受けの届け出にあっては、譲り受けた者に、譲り受けた鳥獣に係る保有登録票を提出させるものとする。

2 前項の届け出があったときは提出された保有登録票の裏面にその内容を記載して譲り受けた者に交付するものとする。

3 譲り渡した者が他の市町村に住所を有する者である場合は、譲り渡した者の住所地において当該事務を所管する機関の長に対し、譲渡しがあつた旨を通知するとともに、その者に係る鳥獣飼養登録台帳の送付を受けるものとする。

4 鳥獣飼養登録台帳の送付を受けたときは、台帳に譲受けの旨を記載するものとする。

(鳥獣の引受け)

第8 法第20条第3項に基づく引受けの届け出にあっては、引き受けた者に、引き受けた鳥獣に係る保有登録票を提出させるものとする。

2 前項の届け出があったときは、内容を確認のうえ届出書に受付印を押し、その写しとともに届け出た者に保管させるものとする。

ただし、保有登録票に記載されている者へ再び引き渡されたときには、届出書の写しの交付は行わない。

3 引き渡した者が他の市町村に住所を有する者である場合は、引き渡した者の住所地において当該事務を所管する機関の長に対し、引渡しがあつた旨を通知するとともに、その者に係る鳥獣飼養登録台帳の送付を受けるものとする。

4 鳥獣飼養登録台帳の送付を受けたときは、台帳に引渡しの旨を記載するものとする。

(住所又は氏名の変更)

第9 省令第20条第5項に基づく届け出にあっては、保有登録票を提出させるものとする。

2 前項の届け出があったときは、保有登録票の裏面にその内容を記載して住所又は氏名を変更した者に交付するものとする。

3 住所又は氏名の変更の届け出をした者が他の市町村から転入した者であるときは、その住所地において当該事務を所管する機関の長から、その者に係る鳥獣飼養登録台帳の送付を受けるものとする。

4 鳥獣飼養登録台帳の送付を受けたときは、台帳に住所又は氏名の変更の旨を記載するものとする。

(許可証の返納)

第10 飼養している鳥がへい死又は逃亡した場合は、すみやかに保有登録票及び装着登録票を返納させるものとする。

ただし、装着登録票を装着したまま鳥が逃亡した場合は、保有登録票を返納させるとともに、装着登録票の亡失届を提出させるものとする。

(その他)

第11 登録事務の取扱いに当たっては、この要領に定めるもののほか、必要が生じ

た場合は愛知県と協議の上処理するものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月1日から施行する。